

○大樹町ホームページ広告掲載要綱

平成24年 1月16日訓令第1号

改正

平成26年 2月25日訓令第1号

平成30年 8月30日訓令第8号

令和元年 5月 7日訓令第4号

令和3年 3月30日訓令第1号

大樹町ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大樹町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）を広告媒体として活用し、町内に事業所を有する民間事業者等（以下「民間事業者等」という。）の広告を掲載することにより、民間事業者等の広告機会を拡大するとともに、町は新たな財源を確保することで事業経費を削減し、もって地域経済活動の活性化及び町財政の健全化に寄与することを目的とし、町ホームページに掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 町ホームページに掲載することができる広告は、町ホームページとしての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、町民に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれかに該当するものを除くものとする。

- (1) 法令等に違反する者又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 公社会の問題について特定の主義又は主張に当たるもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 内容又は責任の所在が不明なもの
- (9) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤解するおそれのあるもの
- (10) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (11) 比較広告
- (12) 懸賞広告
- (13) 前各号に掲げるもののほか、町ホームページに掲載する広告として適当でないと認められるもの

2 前項に定めるもののほか、広告に関する基準は、別に定める。

(広告画像の規格)

第3条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦45ピクセル 横160ピクセル
- (2) 形式 G I F（アニメーション不可）、J P G
- (3) データ容量 10K B以内

2 広告画像には、次に掲げる表現等を含んではならない。

- (1) 「開く」、「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等の操作手順を示すボタン
- (2) アラートマーク

- (3) チェックボックス又はラジオボタン
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（選択肢があるように見えるもの）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、閲覧者の意思に反した操作を行わせる又はそのおそれのあるもの

（広告の掲載位置及び枠数）

第4条 広告の掲載位置は、町ホームページのトップページのうちから、町長が指定する場所とする。

（広告掲載料及び掲載期間）

第5条 広告掲載料は、広告枠1枠あたり月額1,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 広告を掲載する期間は、1カ月を単位とし、当該年度内において複数月連続して掲載することができる。

3 広告掲載を開始する日及び終了する日については、町長が定める。

（広告の募集）

第6条 広告の募集は、町ホームページ等の広報媒体を活用し、公募により行うものとする。

（広告掲載の申込み）

第7条 町ホームページへの広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、大樹町ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申し込まなければならない。

(1) 掲載希望期間の前年度における住民税納税証明書（個人事業主の場合）又は法人住民税納税証明書（法人の場合）の写し

(2) 身分証明書（個人事業主の場合）又は商業登記簿全部事項証明書（法人の場合）の写し

（広告掲載の決定等）

第8条 町長は、前条の申込みがあったときは、速やかに審査を行い、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、広告掲載の可否を決定するため必要があると認めるときは、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。

3 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を大樹町ホームページ広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

（広告掲載料の納付）

第9条 広告掲載の決定を受けた広告主等は、第5条に規定する広告掲載料を、町長が指定する期日までに一括して納付しなければならない。

（広告原稿の作成及び提出）

第10条 広告主等は、広告原稿（画像データ）を町長が指定する期日までに、町長が指定する方法により提出しなければならない。

2 広告原稿（画像データ）は、広告主等の責任及び負担により作成するものとする。

（広告主等の届出義務）

第11条 広告主等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに町長に届け出なければならない。

(1) リンク先ホームページの内容を大幅に変更するとき。

(2) 広告主等の名称、所在地又は連絡先を変更するとき。

(広告内容等の修正)

第12条 町長は、広告の内容、デザイン又はリンク先のW e b ページの内容等が各種法令等に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、又は第2条に規定する範囲に適合しないと認めるときは、広告主等に対して当該広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告掲載の決定の取消し等)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消し、又は次の各号に掲げる事由が解消されるまでの間、広告掲載を停止することができる。

- (1) 第9条に規定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 第10条第1項に規定する期日までに広告原稿(画像データ)の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による修正の求めに広告主等が応じないとき。
- (4) 広告の内容、デザイン又はリンク先のW e b ページの内容等が第2条に規定する範囲に適合しないこととなったとき。
- (5) 町の業務上、やむを得ない事情が生じたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載することが適当でないと認められるとき。

2 前項の規定により広告掲載の決定を取り消し、又は広告掲載を停止した場合において広告主等に損害が生じて、町長はその賠償の責めを負わないものとする。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主等は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。

2 広告主等は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により町長に申し出なければならない。

(広告掲載料の還付)

第15条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主等の責めに帰することのできない理由により広告の掲載を取り消した場合においては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により還付する額は、広告掲載の取消しに係る月分の既納の広告掲載料に相当する額とする。ただし、月の途中で広告掲載を取り消した場合における当該月分の広告掲載料については、日割計算により算出した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を還付するものとする。

(広告掲載期間の延長)

第16条 広告の掲載期間中において、町の都合その他の広告主等の責めに帰することのできない理由により広告を掲載することができなかった場合は、掲載することができなかった日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載することができなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告主等の責務)

第17条 広告主等は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主等は、広告掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主等の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、町ホームページへの広告掲載に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月26日から施行する。

附 則(平成26年2月25日訓令第1号)

この訓令は、平成26年3月10日から施行する。

附 則（平成30年8月30日訓令第8号）
この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則（令和元年5月7日訓令第4号）
この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

附 則（令和3年3月30日訓令第1号）
この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

大樹町ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

大 樹 町 長 様

所 在 地 _____
名 称 _____
代表者名 _____ 印
担当者名 _____
電 話 _____ F A X _____
E-mail _____

大樹町ホームページに広告を掲載したいので、大樹町ホームページ広告掲載要綱第7条の規定により、次のとおり申し込みます。

掲 載 希 望 期 間	年 月 から 年 月 まで（計 月間）
リンク先アドレス	http://
リンク先の掲載内容 ※バナー広告デザイン案がある場合は添付してください。	
提出書類 ※提出物にレ点を記入してください。	☐ バナー広告デザイン案 ☐ 掲載希望期間の前年度における住民税納税証明書（個人事業主の場合）又は法人住民税納税証明書（法人の場合）の写し ☐ 身分証明書（個人事業主の場合）又は商業登記簿全部事項証明書（法人の場合）の写し

大樹町ホームページ広告掲載可否決定通知書

様

年 月 日付けで申し込みのあった大樹町ホームページへの広告掲載については、次のとおり決定しましたので通知します。

[illegible]